



日本ラテンアメリカ学会 会 報



AJEL

2019年3月30日

AJEL

No. 128

1. 理事会報告
○第160回理事会
2. 理事選挙施行細則の一部改訂について
3. 第40回定期大会開催案内
4. 研究部会報告
5. 研究部会開催案内
6. 寄稿：国際シンポジウム『2016エクアドル地震』による被災文化財支援を考える」報告
7. 学術・国際交流
8. LASA次期大会のお知らせ
9. 『ラテンアメリカ研究年報』第40号への投稿締め切り期日等
10. 新刊書紹介
11. 事務局から

1. 理事会報告

○第160回理事会議事録

日 時：2019年1月27日（日）

13:30～16:30

場 所：上智大学2号館10階「ポルトガル語学科共用室」

出席者：新木、石橋、子安、谷、青木、受田（書記）、出岡、鈴木、井上（幸）、浦部、井上（大）、安保、武田、牛田、内田、立岩、和田

欠席者：岡田、尾尻、谷口

〈報告事項〉

1. 会報127号の刊行と128号の編集計画
受田理事より、2018年11月30日付で127号を刊行したとの報告があった。128号については、2019年3月31日に刊行予定であり、原稿の締め切りは2月20日としている。通常の内容（新刊書紹介は2冊）に、寄稿「日本・エクアドル外交関係樹立100周年記念国際シンポジウムの報告」が加わる予定である。JCASAについては、総会に代理出席した理事長が執筆する。
2. 年報39号の投稿状況
出岡理事より、『研究年報』39号への投稿が2018年12月15日に締め切られたが、論文9点、研究ノート2点の投稿があり、査読の締め切りが2019年1月末という形で進行しているとの報告があった。
3. 研究部会

武田理事より、第1回の東日本研究部会が2018年11月10日（土）に青山学院大学で開催され、「先住民共同体とアシエンダー既存のイメージから考える」というテーマの下、2件の研究報告がなされたことが報告された。第2回の東日本部会は2019年3月23日（土）に東京女子大学で開催予定であり、既に2名の会員から報告の希望を受けている。

牛田理事より、第1回の中部日本研究部会が2018年12月23日（日）に愛知県立大学で開催され、2件の研究報

告がなされ、出席者11名であったことが報告された。第2回の部会は2019年4月14日（日）に南山大学で開催の予定である。

内田理事より、第1回の西日本研究部会が2018年11月11日（日）にベークンラボ京都で開催され、2件の研究報告がなされ、出席者13名であったことが報告された。その中には中部日本部会からの参加者1名が含まれる。第2回の部会は2019年2月22日（金）に京都キャンパスプラザで開催予定であり、これまで1名の応募があったが、そのテーマに適した討論者が非会員であるため、討論者の往復交通費を学会より支払うこととする。また、立岩理事より、前会の参加者を中心に部会関係者の間でメーリングリストを作ってもよいかとの提案があり、承認された。

4. 会計関連

谷理事より、研究部会での予算を積み増すことを検討するとの意見が出された。交通費を支給すると源泉徴収の対象になるので、部会で切符を購入しその領収書を提出することが望ましい。

5. 事務局

石橋理事より、事務局宛てに献本が送られて来たが、たまたま研究テーマの近い会員を知っていたので会報の新刊書紹介に使用すると報告があった。依然として献本が送られてくることがあるが、学会として献本を受け付けられない方針であることを再確認した。

6. ウェブサイト・ニュース配信

欠席の岡田理事より文書で、サーバーのレンタル契約の更新内容についての報告があった。

7. 要望書発出の結果報告

（会報第126号報告のように）文部科学省による国際共同利用・共同研究拠点の新規認定公募事業に関する審査結果が2018年11月公表され、本学会が要望書発出で協力した2機関（京都大学東南アジア地域研究研究所および山形大学ナスカ研究所）については不採択となった。後者機関からは11月13日に本学会に結果報告があり謝意が伝えられた。

〈審議事項〉

1. 入会・退会等について

石橋理事より、入会の申し込みが3名あったことが説明され、入会申込書を回覧し審議した結果、これを承認した。また、1名からの退会申請を承認した。さらに、3年以上の会費滞納（連絡なし）会員16名について、リストを回覧した上で、リストの中に知人がいれば理事が個々に声をかけるとして、国際文献社が郵便とEメールを通じて連絡を試みてきたこと、および連絡先に変更がある場合会員の側で届け出るべきことを考慮して、全員退会扱いとすることを確認した（「11. 事務局から」欄参照）。

2. 運営委員の交代

東日本研究部会の運営委員、鳥塚あゆち会員が2019年3月31日を持って退任することになり、4月1日からは中野隆基会員が運営委員に就任することを承認した。

3. 定期大会の準備状況

井上（大）理事より、次回大会への個人発表申し込みが24件、パネル提案が5件あったことが報告された。配布資料に基づき、全体のスケジュール案とシンポジウム案（「ラテンアメリカ研究—地域性と学際性を架橋する経

験から導かれるもの」)の説明があり、会場は1つの棟に収まることや分科会は8つとなることなどが示された。個人発表の討論者案について、第二候補も含め各理事から意見を求めた。

なお、海外の非会員から1件の発表申し込みがあったことが報告された。この件も含め、今大会より、非会員の参加希望者に対して、(1)大会当日までに入会を承認されていることおよび(2)会費を納めていることを要請することにした。海外の会員については、支払いは大会当日でも構わないものとする。入会手続きについて、これまでは理事会の承認を経ねばならなかったが、大会実行委員や研究部会担当理事等から事務局に希望がある場合に限って、理事会でのメール審議を通じて入会を承認することに決定した。参加希望者の資格確認については、国際文献社にリストを送って依頼することができる。

これら以外にも、学会として重複報告は認められないため、大会報告が直近の研究部会報告と似通っている恐れのある場合には、報告予定者にタイトルの変更と内容の改善を求めることとする。また、労力と予算節約の観点から、要旨集を印刷し配布するのをやめてHP上にアップロードするにとどめ、プログラムのみを当日配布することも検討課題とする。谷理事の提案に従い、理事会の弁当代は理事会の予算から出すことにした。次回定期大会では会場費はかからないものの、95万円という大会予算では会場費等の支出を賄えない可能性があり、その場合は企画費などを弾力的に使うこととする。

4. 理事選挙施行細則の一部改訂

理事長より配布資料に基づいて、理事選挙施行細則の一部改訂について説明があり、承認された。理事数「12名」が「15名」へ、「一部改正」が「一部改訂」へと変更される(詳細については本会報掲載の新旧対照表を参照)。

5. 若手支援制度と国際交流

和田理事より、配布資料に基づいて、2名の会員から若手支援制度への申請のあったこと(いずれも2019年度のLASA大会に参加)が報告された。2名への支払いは2019年度となるが、2018年度になされた申請が年間3件と支援制度の方針と一致することから、2件とも承認することとし、国際文献社に2年以上の会員歴があるかを問い合わせることとした。なお、理事長より、全理事の連絡先リストを国際文献社に送り、理事からの問い合わせには理事長や事務局をささず直に答えてもらうようにする。

和田理事より、学会国際化の方針の提案は次回理事会に持ち越したいとの報告があった。今のところ国際化検討委員は和田、受田の2名である。

6. 学会賞

鈴木理事より、検討小委員会が作成した「40周年記念事業学会賞」の規定案に関し、配布資料に基づいて趣旨説明と具体的提案がなされ、審議が行われた。その結果、論点と検討事項の整理が行われて、本件は継続審議となった。今後、理事会でメール審議を継続して、できる限り早期に最終案を固め、6月の定期総会で審議に付すこととなった。

7. その他

次回理事会は6月1日(土)に創価大学で開催されることが確認された。

2. 理事選挙施行細則の一部改訂について

新木秀和（理事長）

2018年6月の定期大会総会における江原裕美選挙管理委員長からの指摘（会報126号10ページ参照）および選挙管理委員会からの依頼を受け、第160回理事会では、理事選出規則との齟齬を解消するため、下記の新旧対照表のとおり、理事選挙施行細則を一部改訂しました。その内容は、理事定数を12名から現行の15名に修正したこと、および会則等の表記に合わせ、一部改正という表記を一部改訂という表記に改めたこと、の2点です。

〈新旧対照表〉

（旧）

2. 下記の職務を行う。
- （6）選挙結果の確定
- ①得票数に基づいて12名の理事当選者と次点候補者を確定する。
- ②得票数上位12名のなかに、東日本・中部日本・西日本の各ブロック所属の会員が、少なくとも1名でも含まれていれば、その12名が当選となる。だが含まれていない場合には、12名に加えて、そのブロック（1もしくは2ブロック）の最高得票者を当選者とする。

（中略）

この施行細則は2005年12月10日に一部改正した。

この施行細則は2007年6月2日に一部改正した。

（新）

2. 下記の職務を行う。
- （6）選挙結果の確定
- ①得票数に基づいて15名の理事当選者と次点候補者を確定する。

②得票数上位15名のなかに、東日本・中部日本・西日本の各ブロック所属の会員が、少なくとも1名でも含まれていれば、その15名が当選となる。だが含まれていない場合には、15名に加えて、そのブロック（1もしくは2ブロック）の最高得票者を当選者とする。

（中略）

この施行細則は2005年12月10日に一部改訂した。

この施行細則は2007年6月2日に一部改訂した。

この施行細則は2019年1月27日に一部改訂した。

3. 第40回定期大会開催案内

第40回定期大会は、2019年6月1日（土）、2日（日）に創価大学（東京都八王子市）にて開催されます（交通アクセスについては末尾に記載）。1月下旬の締め切りまでに、個別研究報告24件とパネル企画5件の申し込みがありました。

6月1日午後の記念講演は、メキシコ国立自治大学人類学研究所教授のアナ・ベジャ・ベレス・カストロ博士をお招きし、「メキシコにおける人類学研究の現状と課題（仮題）」と題し、お話しいただく予定です。6月2日午後のシンポジウムは「ラテンアメリカ研究—地域性と学際性を架橋する経験から導かれるもの」と題し、人類学、政治学、歴史学、考古学、文学などの研究に従事する研究者に、自身とラテンアメリカ研究との出会い、ラテンアメリカから受けた影響、ラテンアメリカへの学際的貢献、地域研究と専門性との関係、学際研究の可能性などについて議論していただく予定です。今後のラテンアメリカ研究の方向性を模索する野心的な企画となっていますのでご期待ください。

また個別研究報告に関しては、8つの分

科会（人類学、文学1、文学2、政治と社会、教育、文化と思想、開発、先住民）で発表していただく予定であるほか、以下5つのパネルが企画されており、幅広い分野で研究成果が報告される予定です。(1) エボ・モラレス政権再考、(2) ボリビアの多民族性の再考、(3) ペルーにおける多文化共生、(4) ラテンアメリカにおける国際移民とジェンダー、(5) 近代ヒスパニック世界と文書ネットワーク。

会員の皆様のご参加をお待ちしております。

(会場へのアクセス)

JR 八王子駅、京王八王子駅から西東京バスで約20分(12番乗り場：創価大正門・東京富士美術館行き等)。八王子駅へは新宿からJR中央線、あるいは京王線(私鉄)で約40分、東海道新幹線・新横浜駅からJR横浜線で約45分。(住所：東京都八王子市丹木町1-236)

井上大介(第40回定期大会実行委員長)

4. 研究部会報告

〈東日本部会〉

今年度第1回目の東日本研究部会は、青山学院大学青山キャンパスを会場として2018年11月10日(土)に行われた。今回の部会は「先住民共同体とアシエンダー既存のイメージから考える―」というテーマ設定のもと、鳥塚あゆち会員を中心に企画・実現された。当日の参加人数は少なかったものの、ゼミナールのような規模でかつアットホームな雰囲気の中で深みのある議論ができた。報告者2名の報告要旨は以下のとおりである。

(1) 「牧民共同体の事例からみる「先住民共同体」—この事例は「例外」なのか—

鳥塚あゆち(青山学院大学)

発表者が現地調査を継続しているアンデ

ス牧民共同体は、先住民共同体(Comunidad Campesina)ではあるが、既存の先住民共同体に対するイメージでは捉えられない部分がある。発表では、「農民共同体」にまとめられてしまう牧民共同体の具体例を示し、先行研究で述べられている先住民共同体像と比較することで、何が既存のイメージと異なるのかを考察した。調査地の共同体は、立地や歴史、生業の面から考えると、先住民共同体のなかでも例外的な扱いを受け研究対象社会にはなっていない。既存のイメージと全く異なるわけではないため、研究対象ではないことが例外的扱いにつながったのではないかと考えられる。また、既存の「伝統的」「閉鎖的」といった先住民共同体像は、その時代に存在していたものではあるかもしれないが、本質的なものでもなければ永続的なものでもないため、このようなイメージは共同体のどの側面から創出されたものなのかを詳細に検討する必要があると指摘した。討論者の鈴木茂会員(東京外国語大学)からは、農地改革で共同体の新しい伝統がつくられたと考えられるが、冷戦構造のなかで当時のラテンアメリカがどのような状況にあったのかも考える必要があるとの貴重なコメントをいただいた。

(2) 「アシエンダは悪か、歴史の虚像か—アシエンダの『実像』を再考する—

大貫良史(法政大学)

本発表では、ペルー史の中で半ばステレオタイプ化されたアシエンダのイメージが、どのようにして生まれ、流布し、また特定のイメージが強化され定着していったのかについて説明を試みた。アシエンダに対する批判的意見は、農地改革の根拠の一つとなっているが、農地改革の有効性やそれ自身に対する評価・検証は行われる一方で、どのようにそうした否定的イメージが

構築されていったのかについて議論がされ尽くしたとは言い難い。この点について、アシエンダやそれを取り巻く先住民との関係において、実際に存在した軋轢や衝突の例と、都市部の知識層の言説による影響を取り上げながらステレオタイプ化への過程を説明した。

また、ステレオタイプへの批判をする一方で、一般化の意義や必要性を認めながら、それは既存イメージ外にある異なる個別事例への考慮があって初めて有効になるという見解を示した。

2人の報告に対して、討論者の鈴木会員からは、ポルトガルの植民地であったブラジルに関しては、「先住民共同体」と「アシエンダ」という問題を設定することは困難であるとの指摘が出され、ブラジルとスペインの植民地支配を受けた地域との対照性が強調された。また、そもそも先住民共同体とアシエンダのイメージについて議論する前提条件として、20世紀前半のメキシコ革命や、同世紀中葉のボリビアやペルーで実施された農地改革について深く検討することの必要性が説かれた。植民地時代にまでさかのぼる伝統的な土地に関する問題を前にして、革命や改革という大胆な試みがなぜ実現できたのか。この根源的な問題を考慮せずして、先住民共同体とアシエンダの問題を議論することはできないという指摘がなされた。

武田和久（明治大学）

〈中部日本部会〉

中部日本部会は、2018年12月23日（日）13時半～17時まで愛知県立大学サテライトキャンパスにて開催され、以下の2件の研究報告がなされた。

牛田千鶴（南山大学）

(1) 「テチナンティトラ壁画「羽毛の生えたヘビと花咲く木」の植物図像解釈—「4方位に花卉を開く花」に読みとるコスモビジョンとは—」

丹羽悦子（南山大学大学院研修生）

テオティワカン「月のピラミッド」近くで発見されたテチナンティトラ住居址には、通称「羽毛の生えたヘビと花咲く木」壁画があり、4匹の羽毛の生えたヘビと計52本の花咲く木が描かれていたとされる。本発表では、4方位に花卉を開く花から4方位と世界樹の概念を、また52という数字からは、アステカ時代から遡ってテオティワカン都市にも認められる「年の東ね」を象徴とした52年ごとの「新しい火の祭り」について考察した。

4方位および52年周期の暦（260日神聖暦の数字）はテオティワカン都市設計の基準である。このような4方位と暦で物質化された都市の空間と時間、すなわち都市の東西南北とその中心という地上界と24時間365日周回している天上界とが、いつ、どのように重なり合うのかという自然の摂理を考慮し、テオティワカンにおける昼と夜の空の再現を試みた。この結果、太陽の天頂通過では天上界—地上界を結ぶ垂直軸が、「新しい火の祭り」では天上界—地上界—地下界を結ぶ垂直軸が形成され、この時の軸は両者ともに天の川と黄道が天頂で十字に交わる点をも貫いていることが視覚的にも理解でき、都市の住民全体で体感し共有できる自然の摂理であることが明らかとなった。以上の結果から、テオティワカンにおけるコスモビジョンと世界樹の概念が天文学的な視点においても一致することが示唆された。

興味深い発表ではあるが、コメントの岩崎賢会員（南山大学）やフロアからいくつかの疑問点が指摘された。

(2) 「アルゼンチンの人種問題をめぐる近年の動向—「多文化主義」時代の国勢調査を分析する—」

遠藤健太（南山大学）

本報告の目的は次の2点であった。①アルゼンチンの公的な言説のなかで描かれてきた人種的自画像（「我々はいかなる人種の国民か」）の特質を概観すること。②同国の最新の国勢調査にて実施された人種別人口統計の意義を考察すること。

まずはラ米諸国の人種的自画像の変遷について、欧化＝白色化の時代から、混血ナショナリズムの台頭・浸透を経て、多文化主義へと至った過程の概略を確認した。そのうえで、アルゼンチンの特質として、欧化への反動として台頭した土着主義が主として「親スペイン」言説であった点や、20世紀半ばのポピュリズム政権（ペロン政権）が国民像の「脱白色化」には寄与しなかった点を、近年の歴史研究の成果を参照しながら論じた。

続いて、近年の多文化主義的潮流のなかでラ米の複数国の国勢調査で生じている、人種別人口統計の実施という傾向に論及した。とくに、「先住民系」とならび「アフロ系」の人口統計を初めて実施したアルゼンチンの2010年の国勢調査の内容を分析した。分析の結果、調査票の質問文が事実上「先住民系」と「アフロ系」というカテゴリーを選択しにくくする機能を果たしていたこと等を指摘し、この調査が従来の「白人国家」という自画像を追認する結果に帰着したことを論じた。以上を踏まえ最後に、アルゼンチンの「多文化主義」の実態が、例外的少数派に対する配慮の表明にとどまっているのではないかという報告者の暫定的な現状認識を示した。また、同国の現状を反映する一例として、2015年に出現した架空の「黒人大統領候補」をめぐる事案も紹介した。

討論者の小池康弘会員（愛知県立大学）およびフロアの会員方からは、政府が「多文化主義」路線へと移行した要因をグローバル化時代の人の移動の活性化等の背景を含めて精緻に考察する必要があることや、政府が「多文化主義」という用語をどのように用いてきたかを調査すべきことなど、報告者の今後の研究に資する極めて有益な助言が多数なされた。

〈西日本部会〉

西日本部会は、2018年11月11日（日）14:00～17:00にベーコンラボ京都で行われた。紅葉シーズンで市内の混雑が予想されたため、貸会議室での開催となった。参加者は報告者、討論者、担当理事、運営委員を含めて13名。報告は2本だった。博士論文を書き終えたばかりの会員や現在執筆中の会員など若手の参加が多かったこと、また中部部会からも参加があったことは喜ばしい限りである。

内田みどり（和歌山大学）

(1) 「〈慣わしと慣習〉による先住民行政区選挙—2018年メキシコの事例から—」

小林致広（神戸市外国語大学・京都大学名誉教授）

討論 額田有美（大阪大学COデザインセンター招聘研究員）

メキシコでは、PRIの権威主義体制下では先住民行政区（先住民開発委員会（CDI）によれば人口の40%以上が先住民であることが要件）で「慣わしと慣習（usos y costumbres）」に基づく選挙（慣習選挙）が行われてきた。民主化以降も、人類学鑑定で認められれば、行政府の選挙を憲法に定められた政党役職名簿に基づく選挙ではなく慣習選挙で行うことができる。行政区の要件は州によって異なるが、多くは人口5千人以下の小規模な行政区である。慣習選

挙はオアハカ州では1998年以来制度化されていたが、それ以外では2011/12年にミチョアカン州チェランが最初だった。2018年には、慣習選挙が3度目になるチェランのほか、ゲレロ州アユートラで初めて慣習選挙が実施された。一方、チアパス州オシチュックでは慣習選挙派と政党選挙派が対立している。慣習選挙やそれで選出される共同体統治議会（Consejo Mayor de Gobierno Comunal, CMGC）は先住民自治にどのような意味をもつのか。

ミチョアカン州チェランでは2007年はPRI・PAS・PRDの三つ巴選挙となりPRI派首長が当選したが、北・西部でナルコと結託した森林違法伐採者が共同体成員15名を殺害したことから住民自主監視活動が始まり首長を追放、住民集会で慣習選挙実施を決定、以後、2012、2015、2018年にCMGCを選出、この下に各種委員会を置いてきた。CMGCは植林、ごみ分別リサイクル、水資源確保等で成果を上げているが、バリオの人口規模と議員数が比例しない、女性の参加が少ない、選挙権・被選挙権の要件が曖昧、参加者漸減等の問題点がある。

ゲレロ州アユートラでは、そもそも慣習選挙実施をめぐる対立があり、慣習選挙の地区代表選出にも首長派から様々な圧力があつた。共同体的行政区議会（CMC）発足後も前首長派が引き継ぎをしないため業務が停滞している。また、地区設定基準の曖昧さ、民族の人口比（5/3/2）と委員の数（等分）が比例しない、委員のスペイン語能力、アフロ系が可視化されていない等の問題点がある。

チアパス州オシチュックでは反サパティスタの準軍事組織を作つたサンチェスが自分の後任に妻グロリアを就任させ、政党選挙を拒否する審議会派と対立が深刻化した。州選挙裁判所は慣習選挙を要請し、

州議会もグロリアを罷免したが、人類学鑑定が中断され、2018年7月の選挙では慣習選挙は実施できなかった。

本報告では、慣習選挙は、①先住民選挙区内の複数の民族集団の比率と委員比率が異なる、②女性の参加が少ない、③最高意思決定の場である住民集会在オアハカ州ではほとんど機能していない、④被選挙権・選挙権要件の曖昧さ、等の問題がある。一方で、共同体を行政区化し、首長の独断的予算配分に異議を申し立て財政自己管理能力をつける等の可能性を持つ、と結論づけられた。

討論者からは、①慣習選挙の正統性をめぐる紛争はあるか、②委員の給与はどの程度の重みがあるか、③今後、女性の参加は増えるか、④慣習選挙と政党選挙の関係、⑤サパティスタのような事実としての先住民自治への影響の有無、影響の程度、等について問題提起があつた。報告者からは、①スペイン語ができない代表が選ばれているという批判があること、②1期目の給与4,000ペソが2期目には倍増され8,300ペソになった。この金額は通常の行政区首長に比較すると一桁少なく、格段に低い額だが、代表12名の総額はほぼ他地区と同じになる、③委員すべてを女性が占めているところもあるが、女性が選ばれても連れ合いの操り人形である可能性があること（しかしかつて女性は投票に参加すらできなかった）、④慣習選挙でも政党選挙と同じカシーケ支配が続いているところが多いが、集団制にすることでトップの公金横領が減るのはよいこと、⑤サパティスタにとって行政区は意味を持たない、といった応答があつた。討論者以外からも、人類学鑑定の方法やエトニア区分の方法に関する質問などがあり、活発な議論が展開された。

(2) 「ユカタン半島における先住民組織化と社会運動の起こりー2018年フィールドワーク調査からー」

井堂彰人（上智大学大学院
博士課程単位修得）

討論 桜井三枝子（京都外国語大学
ラテンアメリカ研究所客員研究員）

近年のユカタンでは、マヤ先住民が自らの土地と共同体に対するインフラ・産業施設建設、バイオバイラシー、遺伝子組み換え作物導入に対して、各地で急速に反対運動が組織・実践されている。2018年3月にはユカタン州メリダで養豚場建設に反対する1,000人規模のデモも起きた。報告者は2011年より断続的に行っているフィールドワークをもとに、伝統的な文化人類学の中で個別の閉鎖された空間として描かれることの多かった村落の境界が今日では曖昧になり、ユカタン・マヤ村落の社会と文化が他地域との相互作用によって再構成され、マヤ先住民の間で村や狭い地域を超えた「Pueblo Maya」というアイデンティティの創造・浸透が加速しているという仮説をたてる。そしてそれを、独立マヤ文化祭と再生可能エネルギー発電所反対運動の2つの事例で証明しようとした。

事例1は、マヤ長期暦が新たな周期を迎える2012年を「マヤ文化の年」と位置づけ、博物館や空港・港湾施設といったインフラを整備して「マヤ」を観光の目玉としたい連邦政府やユカタン州政府の側の「マヤ国際文化祭」（州政府主催。第1回2012年、翌年第2回）に対抗して行われた「独立マヤ文化祭」をめぐる実践である。2013年7月にマヤ人文学者 Vicente Canche Moo がfacebook で呼びかけたのがきっかけで、マヤ人を自認する芸術家・研究者・記者・活動家等が、特にリーダーを決めず、クラウドファンディングによって資金を集め、2013年10月に最終的には120のイベント

をユカタン半島の村で行ったのである。残念ながらこの文化祭は2014年で終わってしまった。報告者は2018年にMooにインタビューし、当初はお金のないマヤ人のための文化祭を考えていたのが、次第に政府に対抗しようとエスカレートしていったこと、マヤ人の中の分断主義が協力を妨げたこと、名声と権力をめぐる足の引っ張り合いがあったこと、政府も先住民エリートを対立させようとしたことなどから、文化祭が短命に終わった（2014年が最後）ことなどを聞き出している。

事例2は、メキシコの再生可能エネルギー導入メガプロジェクトをめぐるものである。メキシコは2012年の気候変動基本法で2024年までに全発電量の35%を再生可能エネルギーで賄うと定めており（2017年時点で17%）、政府の風力発電への期待は高い。これに対し住民たちは、施設建設をめぐる社会影響度調査が義務付けられているにもかかわらず、調査をする外部業者に圧力をかければたやすく先住民が「いない」ことにできる行政のずさんさを問題にして立ち上がっている。それが可能になったのは、①物理的にもネットワーク上でも村落を超えてマヤのネットワークを形成することができるようになり、②ITの発展により情報の発信手段を得たことで、闘争の「可視化」ができるようになった、③そこに外部市民組織が相乗りし、協力しあうことができるようになったから、である。

討論者は、まず、本報告に先立つ、日本におけるユカタン半島マヤに関する研究を概観した。マヤ・イメージに関しては吉田栄人（文化人類学、ユカタン・マヤ語）、鈴木紀（文化人類学、遺跡観光については杓谷茂樹（観光人類学）、マヤ女性の織りと装いは本谷裕子、植民地時代のテキスト分析は大越翼（歴史学）。19世紀のカス

タ戦争に関しては初谷譲治が歴史学、討論者が文化人類学の観点から解明している。そのうえで、本報告がそうした先行研究を踏まえた上でどのような独自性を打ち出していくのかを問うた。また、独立マヤ文化の祭典の前日にこのカスタ戦争の発祥地を出発地点に巡礼がされたことから、カスタ戦争が「マヤ人にとっての聖戦」と位置付けられていることを指摘した。

報告者からは、社会運動を中心に据え社会運動論で分析するか、それとも、マヤという「想像の共同体」形成に焦点を当てるのか、考慮中であると応答があった。討論者以外からも、現在のマヤ文化の継承のありようについて（報告者によれば、出身の村にこだわらずよりオーセンティックなもの志向する傾向がある）や、裁判闘争の可能性はあるか（現在、同時多発的に提訴すべく準備中）等、様々な質問が寄せられた。

5. 研究部会開催案内

下記のように、中部日本部会の研究会が開催されます。ふるってご参加ください。なお、東日本部会の研究会は2019年3月23日（土）に、西日本部会の研究会は2019年2月22日（金）に、無事開催されました。次号会報でこれら3つの研究会の報告を行います。

〈中部日本部会〉

日 時：2019年4月14日（日）

14:00-17:00

場 所：南山大学Q棟102教室

(1) 「ラテンアメリカの移行期正義・ポスト移行期とグローバルな動き」

杉山知子（愛知学院大学）

討論者：二村久則

（名古屋大学名誉教授）

本報告では、ラテンアメリカにおける移行期正義・ポスト移行期正義の現状と真実と正義をめぐるグローバルな動きについて考察する。アルゼンチンやチリでは体制移行期において、権威主義体制下の人権侵害について真実や正義を求める動きがみられた。1990年代には、エルサルバドルやグアテマラの和平プロセスにおいて国連が真実委員会や歴史究明委員会を設置した。21世紀になると真実と正義をめぐる動きは、ラテンアメリカ諸国だけでなく、国際社会におけるグローバルな課題としてとらえられるようになった。アルゼンチンやチリの事例を中心に、ラテンアメリカ諸国における移行期正義・ポスト移行期正義についての動きとグローバルな課題としての移行期正について検討する。

(2) 「日本とペルーにおけるタキ・オンコイ研究の新潮流—水銀中毒問題—」

谷口智子（愛知県立大学）

討論者：河邊真次

（愛知県立大学非常勤講師）

日本とペルーにおけるタキ・オンコイ研究の新潮流について論じる。これまで16世紀ペルー副王領で起こったタキ・オンコイは、巡察師クリストバル・デ・アルボルノスが立身出世のために誇張したアンデス先住民の宗教運動、千年王国運動やメシアニズム、といった説が大半を占めていた。ところが最近の研究傾向において注目されているのは、ワンカベリカ水銀鉱山との関係である。ワンカベリカ水銀鉱山はタキ・オンコイが最初に巡察師オルベラに発見された同じ1564年にエンコメンデーロ、アマドール・デ・カブレラによって操業が開始された。そこではインディオの労働制度ミタを利用して、半ば強制的な鉱山労働が強いられた。水銀は銀を生成する水銀アマルガム法によって利用されるため、ワンカ

ペリカ鉱山で水銀の精製が必要になった。そこで採掘される鉱石の粉塵からインディオ労働者はけい肺になるだけでなく、水銀の蒸留水が空气中に充満するだけで、水銀中毒症状に陥ることになった。ペルーと日本における最新の研究動向から、タキ・オンコイと水銀中毒問題について論じる。

尚、研究会後には懇親会も予定しています。忌憚のない議論の場になればと思います。皆さまの積極的なご参加をお待ちしております。

連絡先：担当理事・牛田千鶴
(ushidac@nanzan-u.ac.jp)

6. 寄稿：国際シンポジウム『2016エクアドル地震』による被災文化財支援を考える」報告

大平秀一（東海大学）

2016年4月16日、マナビ県北端部を震源地とする「2016エクアドル地震」が発生し、同国海岸部に甚大な被害をもたらした。その被害は博物館・個人所蔵の考古遺物にもおよんでいる。

2018年11月11日（土）、東京国立博物館平成館大講堂において、日本・エクアドル外交関係樹立100周年記念国際シンポジウム『2016エクアドル地震』による被災文化財支援を考える」(El apoyo internacional a los bienes culturales frente a los desastres naturales: caso del “Terremoto de Ecuador de 2016”)を開催した（主催：東海大学、文化庁、共催：在日エクアドル大使館、国立民族学博物館、文化遺産国際協力コンソーシアム、日本ラテンアメリカ学会、古代アメリカ学会）。

この国際シンポジウムは、文化庁委託事業『2016エクアドル地震』による被災博

物館復興支援プロジェクト」（2018年6月15日～2019年3月29日）の一環として開催されたものである。同プロジェクトは、①エクアドルへの日本人専門家6名の派遣（キトにおける国際シンポジウムの開催、被災地視察・講演（8月20日～27日）、②エクアドル人専門家4名の招聘・研修（11月1日～20日）、③東京における国際シンポジウムの開催（本シンポ）、④シンポジウムの成果刊行（2019年3月）、という4つの項目から構成されている。その主目的は、被災博物館・文化財の復興と、文化財防災対策・危機管理の改善への作用におかれ、特に人材育成への貢献が意識された。

この国際シンポジウムでは、冒頭に文化庁鑑査官の豊城浩行氏と駐日エクアドル大使のハイメ・バルベリス氏にご挨拶をいただき、基調講演として大平がプロジェクトの内容・問題点を示した。これに対し、上記プロジェクトのメンバーで、①にも参加した関雄二氏（国立民族学博物館）、日高真吾氏（国立民族学博物館）、高妻洋成氏（奈良文化財研究所）、小谷竜介氏（東北歴史博物館）、和高智美氏（文化創造巧芸）が、国際支援と被災の経験、文化財保存・活用の実践に基づく知見からそれぞれコメントを加えた。

その後、「2016エクアドル地震」以後に、被災文化財の対処・対応にあたったマルコス・ラブラーダ氏（セロス・オハス・ハボンシーリョ遺跡公園・博物館）が、マナビ県における文化財被害の概況と対処をめぐる問題点を報告し、ヤケリーネ・アルバレス氏（国立ポルトビエホ博物館・文書館）が、被災後に地域社会・子どもたちに向けて博物館が実施した活動を報告した。さらに小熊博史氏（長岡市立科学博物館）と山田隆博氏（宮城県山元町歴史民俗資料館）が、それぞれ中越地震と東日本大震災において経験・実践した、被災文化財の対処・

対応・保存・活用等に関する具体例を報告した。

最後に、関氏の司会で、報告者全員と高妻氏が登壇し、復興・今後の防災対策をめぐる取り組みに関してディスカッションがなされた。そこでは、被害を記録に残すこと、日本で得た情報（失敗例も含む）を共有・取捨選択してできることから始めること、文化財をめぐる学術調査・研究を推進すること等の重要性が指摘された。来場者は51名だった。

ラテンアメリカにおいて、文化財・文化遺産の多くは、先住民の文化・歴史と深く関わっている。それらは、近代国家形成の過程で、国家の顔・独自性を構築するための「道具」となるなど、政治性に満ちた意味をもつ。このシンポジウム／プロジェクトは、そうした意味を一度脇におき、復興に貢献するための実践的挑戦であった。

7. 学術・国際交流

寄稿：JCASA（地域研究学会連絡協議会）
年次総会への参加報告

新木秀和（理事長）

2018年12月8日（土）、JCASAの年次総会が東京外国語大学サテライトで開催され、和田毅（学術会議・国際交流担当）理事の代理として出席した。本学会にとって有用な情報が得られたので、概要を報告したい。

まず、武内進一事務局長（東京外国語大学）より2018年度の事業報告と会計報告が行われた。そして、ロシア・東欧学会と日本スラブ・東欧学会の合同（2018年4月1日）に伴い、JCASAの加盟学会数が19になったことが報告された。

次に、山本博之JCAS（地域研究コンソーシアム）運営委員長（京都大学）より、JCASオンラインジャーナルとJCAS賞を

中心にJCASの取り組みについて説明がなされた。2018年度に実施したアンケートに基づき、2019年4月以降、学会連携、社会連携、国際連携の3分野について、関心を共有する組織との間で情報共有や意見交換を行う方針とのことであった。JCASの諸活動については会報第127号掲載の「JCAS総会・JCAS賞授賞式出席報告」を、JCAS賞への応募についてはウェブサイト（<http://www.jcas.jp>）を参照されたい。

続いて、日本学術会議・地域研究委員会の宮崎恒二委員長（東京外国語大学名誉教授）より報告が行われた。同委員会の地域研究基盤強化分科会では地域研究の現状と課題に関する提言「変動する世界と地域の理解について」（仮題）を取りまとめており、その内容は次のとおりである。

地域研究はすでに、個別地域のみの特化した研究だけでなく、間地域的あるいはグローバルな現象の研究へと変容しつつある。また、複合領域としての特徴を深める地域研究は、さらなる国際的連携を求められており、国内の連携体制を強化する必要がある。しかし、地域研究を支える体制は従前のままであり、あらたな取組に対応できる研究教育の基盤の構築が焦眉の急となっている。従って、地域研究に関わる諸組織が連携し、地球的規模の現象にも対応するテーマ設定に基づく世界諸地域と世界の関連に関する研究を推進すること、それにつながる研究・教育体制、社会的・国際的な貢献に結びつける体制を構築することが求められる。そのため、ネットワーク化による研究推進体制の強化を提言したい。具体的方策としては、①地域研究を推進・活用する人材養成のための連携教育体制の構築、②重点的に取り組むべき研究領域の設定、③研究資源の共同利用体制の構築、現地拠点の共同利用、情報発信ならびに幅広いセクターとの連携を支える体制の構

築、が不可欠である。

宮崎委員長からは学会法人化についての報告もなされた。2018年11月8日(木)に日本学術会議で公開シンポジウム「学術を発展させる法人制度に向けた提言—公益法人法10周年」が行われ、法人化へのハードルを下げるよう日本政府に働きかける方向で議論が進められていることが紹介された。その背景には次の状況がある。

2008年12月に公益法人制度改革関連3法が施行されてから、ちょうど10年が経過した。その間、比較的規模の大きい学会は「一般社団」または「公益法人」に移行したものの、法人運営は厳しい会計規則や煩雑な管理義務を伴うという問題がある。学協会連携組織体の資金は法人の簿外となって管理できず、国際会議の準備資金の積立も困難な状況である。実際、JCASA加盟19学会のうち法人化したのは、規模の大きいアジア政経学会(2013年4月に、1957年以来の財団法人から一般財団法人へと移行)のみに限られる。かかる状況の下、小規模学協会の零細な事務局の処理能力では任意団体として活動せざるをえないのが実情である。

このような現状に対処するため、日本学術会議では、学術分野にふさわしい法人制度への見直し・改善等に向けた提言を行いたいと考えている。提言の骨子となるのは、①財務基準の見直し(「収支相償基準」の弾力的な運用、「遊休財産の保有制限」の緩和、「公益目的事業比率」規制の見直し)、②学協会連携組織体に係る制度整備(会計に関するガイドラインの新設、国際

会議開催のための連携準備金制度の新設、学協会連携組織体の制度的な位置付けの明確化)、③小規模学協会の実態に即した簡素な法人管理運営・会計制度の整備、④現行制度の見直し・改善等に関する意見交換会の定期的開催、である。

宮崎委員長からはさらに、各学協会における会誌の電子ジャーナル化の進展について、日本学術会議でも議論がなされていることが紹介された。

以上の各報告を受け、JCASA事務局から加盟学会の状況を教えてほしいとの要望が伝えられ、情報交換と質疑応答が行われて、年次総会は閉幕した。

8. LASA次期大会のお知らせ

2019年5月23日から26日にかけて、第37回LASA国際会議(LASA2019: Nuestra América: Justice and Inclusion)がアメリカ合衆国・ボストンにて開催されます。皆様、どうぞふるってご参加ください。詳しくはウェブサイト(<https://lasaweb.org/en/lasa2019/>)をご覧ください。

9. 『研究年報』第40号への投稿締め切り期日等

次号『ラテンアメリカ研究年報』第40号の原稿募集のメ切は12月の予定です。

具体的な日程が決まり次第、学会ニュース等で配信します。若手から中堅、ベテランまで、多くの会員からの活発な投稿をお待ちしています。

鈴木 紀・出岡直也(年報編集担当理事)

10. 新刊書紹介

**Kikuchi, Hirokazu. Presidents versus Federalism
in the National Legislative Process:
The Argentine Senate in Comparative Perspective, Cham:
Palgrave Macmillan, 2018.
(紹介者：岡部恭宜 東北大学)**

連邦制の国において、地方政府はどのような条件の下で国政上の拒否権プレーヤーになりうるのか。本書はこの問いに答えるため、憲法が連邦政府と州政府の管轄を区別しているにもかかわらず、州知事が国政に強い影響を及ぼしているアルゼンチンを取り上げた比較政治研究である。

本書の特徴は、第一に、州の利益を代表する上院に焦点を当てたことである。上院には、元大統領や元州知事といった経験豊かな議員がいる一方で、経験に乏しい議員もいる。これらの議員に州知事や政党の地方ボスが影響力を行使するのだが、アルゼンチンは州知事の任期や有効政党数が州によって異なる。これらの多様性ゆえ、同国の上院は地方政府と国政との関係を比較分析するのに適しているという。

実際、上院は連邦政府と地方政府の対立の場となってきた。委任型民主主義の代表例として強い大統領を想像しがちなアルゼンチンだが、実は上院は多くの大統領提出法案を葬っている。従来のラ米研究や比較政治学は上院に光を当ててこなかったが、書名の「大統領対連邦制」の研究には上院を組上に載せることが必要となる。

第二の特徴は、上院議員の行動を理論化するため、「代理人」である議員にとって、大統領、政党、州知事、上院ボス、政党の地方ボス、有権者のいずれが「本人（依頼人）」であるのかを特定している点である。選挙で勝つためには複数の「本人」からの支持が必要だが、その組み合わせは議員によって異なる。本書はその違いから議員を「州知事の子分」「上院ボスの子分」「地方ボスの子分」「上院ボス」の4つに類型化する。そして大統領法案を審議する上院の

各過程で（委員会や本会議等）、「立場表明」や「業績誇示」といった議員の行動タイプを検討して、以下の諸仮説を構築した。

まず、在任期間の長い州知事の「子分」は、知事のために大統領法案を委員会で棚上げし、廃案にする可能性が高い（仮説1）。「上院ボス」は、かつて大統領選や知事選の候補者であったため、自らの集票マシンを有している。従って、彼らは有権者の人気獲得のため「立場表明」行動を優先し、本会議で大統領法案を支持する可能性は低い（仮説2）。また「上院ボス」は州知事と異なり、地方予算の配分等、連邦政府との関係に制約がないので、その子分の議員は、有権者に対する党や派閥の「業績誇示」のため、委員会で法案を修正する可能性が高く、本会議の採決では法案を支持する可能性は低い（仮説3）。他方、法案が中央集権を強化する内容であるとき、どの種類の議員も委員会では棚上げか修正を行い、本会議では不支持の可能性が高い（仮説4）。

著者は上記の仮説の検証のため、自ら作成した、1983年から2007年までの投票行動（点呼投票、委員会、本会議）に関するデータセットを用いて計量分析を行っている。これが第三の特徴であり、分析結果は仮説を支持するものであった。

以上の特徴を持つ本書は、上院議員の行動分析を通して議会研究と連邦制研究を架橋した、理論と実証の両面で優れた研究である。そしてアルゼンチン研究にとどまらず、ブラジルやメキシコの事例に示唆を与える一般性も有している。地域研究と比較政治の両研究者に一読を勧めたい。

本書は「制度の内生的変化」という制度論の理論的関心を軸に、ラテンアメリカ諸国における年金制度の「新自由主義改革のその後」を追跡し分析する。そして、改革のさらなる推進や逆行をめぐる各国の主要アクター間の関係と政策決定過程を体系的に分類して、それぞれに特徴的な制度変容のパターンを抽出することに成功している。

2000～2010年代のラテンアメリカにおける年金制度の諸相を分析した先駆的な研究であることはもちろん、先行研究の批判的検討を踏まえ、各国の再改革の差異がなぜ生じたのかを理解するには、再改革に特有のメカニズムを解明する必要があることを説得的に示した点でも優れた研究であり、後続研究の活発化を促すに違いない。

序章では、著者が「第一世代改革」と呼ぶ1990年代を中心に10カ国で導入された年金民営化と、2000～2010年代に8カ国で実施された年金制度の「再改革」との間に、一定のパターンが見られることが指摘される。そして、第一世代改革と再改革の特徴の間の「ブラックボックス」を解明する理論的要請があること、そのために、両者の間にアクター間の異なるパワーバランスによって生じる複数の経路を措定し、具体的な因果連関を分析していくことが表明される。

第1章では、ラテンアメリカにおける年金制度の沿革を紐解き、第一世代改革がそれまでにない構造的改革であったことが確認される。そして、先行研究による年金民営化の類型論と、民営化度の測定方法に依拠しつつ、第一世代改革による民営化度が高い順に、1) 代替型、2) 並立型、3) 混合型、という各国の差異が明らかにされる。

第2章は、本書の議論の核となる部分である。8カ国における年金制度の再改革の帰結は、変化の方向（深化／揺り戻し）と規模（大規模／小規模）によって、4つのタイプに分類される。

再改革の帰結を規定する要因はおもに二つある。一つは、第一世代改革における反対派への妥協の形態、もう一つは、再改革の政策決定過程を特徴づける政治的入力構造（開放的か、閉鎖的か）の違いである。妥協の形態が再改革の方向（深化か、揺り戻しか）を長期的に規定するのに対し、政策決定過程の特徴は、再改革に反対するアクターの意見が再改革の内容に反映されるか否かを左右する。

これら二つの要因の組み合わせによって、再改革の方向と規模が決まる。たとえば、第一世代改革における妥協の形態が「セクター限定型」で、政策決定過程が「多元的協議型」の場合、再改革の方向は民営化の「深化」だが、反対派（揺り戻しエージェント）による修正が加えられるため、再改革の帰結は「小規模な深化」となる。妥協の形態が「低い民営化度」で、政策決定過程が「政府主導・限定的アクター型」の場合、再改革の方向は民営化の「揺り戻し」だが、反対派（深化エージェント）による修正が加えられないため、その帰結は「大規模な揺り戻し」となる。

このようにして特定された経路は4つあるが、そのうち3つの経路の典型例にあたるアルゼンチン、メキシコ、ウルグアイの事例が、現地調査をもとに第3～5章で詳しく検証される。第6章では、それ以外の国々における再改革の予測される方向と実際の帰結が、二次資料をもとに手際よくまとめられている。

この研究の重要な発見は、再改革のメカニズムが、新制度の導入時に規定された主要アクター間の長期的なパワーバランスの影響を強く受けている、という点にある。新自由主義のもとで国家の役割を縮小し、私的・競争的側面を重視する改革が導入された領域は、社会保障分野のほかにも、教育、生活インフラ、産業振興など、多岐にわたる。本書は様々な分野における改革のその後の展開に関心を持つ研究者に多くの示唆を与えるであろう。

11. 事務局から

○マイページで会員情報の更新を

「マイページ」では住所や所属、学会からのニュース配信の送付先など、学会に登録する情報を会員自らが入力できるようになっています。また、「マイページ」には会員検索機能があり、会員名簿の役割を果たしています。同じ学術的関心を持つ人を見つかけられる場であることは学会の重要な役割の一つです。年度の変わり目を機に、ご自身の情報を更新して下さいませよう、お願い申し上げます。

入会者（第160回理事会承認）

〈新入会員〉

[Redacted names and addresses]

〈退会会員〉

[Redacted name]

〈除名〉

[Redacted names and addresses]

訃報

第2代理事長を1984年から2期務められた中川和彦・成城大学名誉教授が、2月20日に逝去されました。創立当初より本学会の活動にご尽力下さったことに感謝しますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

編集後記

今号ではじめて会報の編集を担うことになりました。前理事会でも会報を担当された青木利夫理事からいろいろ教えていただいたおかげで、なんとか発行にこぎつけることができました。現理事会も、国際化や若手研究者の育成など積年の課題に積極的に取り組もうとしています。会報でも、こつこつと積み上げていく部分と新しい変化との両方を示すことができたらと考えています。今後ともご協力よろしく願いいたします。（受田宏之）

会費納入のお願い

学会会費を未納の方は、下記の郵便振替口座にご送金願います。会費を連続して2年間、無届で滞納した場合は除名となることがあります。なお、納入状況は学会ホームページの「マイページ」で確認することが可能です。

口座記号番号：00140-7-482043

加入者名：日本ラテンアメリカ学会

No.128 2019年3月30日発行
学会事務局
〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1
東京大学駒場キャンパス18号館
石橋 純 研究室気付
メール ajel.jalas@gmail.com